

第 4 次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画 〈改正の概要〉

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「基本方針」の改正に伴う改正

- (1) 保護命令制度の拡充に伴う記載内容の整理

2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う改正

- (1) 本計画を困難支援法に基づく市町村基本計画と位置付ける
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援について、基本目標 6 を追加
- (3) 女性相談員の名称を「女性相談支援員」と変更

3 こども家庭センターの設置に関する検討について追加

- (1) 妊産婦，子育て世帯，子どもへ一体的に相談支援を行う体制を充実するため，こども家庭センターの設置を検討

4 調査結果数値を最新値に修正

- (1) 「第 2 章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題」の数値を最新値に修正